## 盛岡広域都市計画地区計画の変更(滝沢村決定)

都市計画巣子葉の木地区地区計画を次のように変更する。

2	ス 称	巣子葉の木地区地区計画
七		岩手郡滝沢村滝沢字葉の木沢山地内
		約18.2ha
区		本地区は、東日本旅客鉄道会社東北本線の西側に位置し、住
域	地区計画の	宅地として市街化が進行している地区である。
0	目標	このため、地区計画により建築物と地区施設を計画的に誘導
整	•	し、快適な居住環境の市街地形成を図ることを目標とする。
備		(1)村道狼久保工区1号幹線と鉄道沿線は、地区の利便性の向
	土地利用の	上と後背地の居住環境を保全するため、日常的な商業施設、
開		事務所等の利用を図る。
発	方 針	(2)(1)以外の地区は、良好な環境の住宅地としての利用を図
及		<b>ప</b> .
び	地区施設の	都市計画道路を中心に、既存の道路を有効に活用しながら、
保	整備方針	区画街路を体系的に整備し、安全で快適な道路網の確保を図る。
全		第1種低層住居専用地域においては、建築物と敷地境界線の
の	建築物等の	間に緑地等のゆとりのあるスペースを設け、良好な低層住宅地
方	整備方針	として、居住環境の保全を図る。
針		
地	地区	
区	施設	区画街路 幅員9m 延長 約310m
整	の配 道 路	
備	置及	
計	び規	区画街路 幅員 6 m 延長 約 3 3 0 m
画	模	

「区域及び地区整備計画の区域は、計画図表示のとおり。」

## 理 由

都市計画法の一部改正に伴い、計画書における同法からの引用規定の整備を図る必要が あるため、本案のように変更しようとするものである。